

令和 7 年度

船 橋 市 病 院 事 業 会 計 予 算

議案第9号

令和7年度船橋市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度船橋市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病	床	数	4 4 9床				
(2)	年	間	患	者	数			
		入		院		1 3 8, 9 7 4人		
		外		来		2 3 3, 7 0 1人		
(3)	1	日	平	均	患	者	数	
		入		院				3 8 1人
		外		来				9 5 3人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入						
第1款	病 院 事 業 収 益	2 1, 2 0 4, 0 0 0千円				
第1項	医 業 収 益	1 9, 9 1 3, 8 0 0千円				
第2項	医 業 外 収 益	1, 2 2 1, 0 0 0千円				
第3項	特 別 利 益	6 9, 2 0 0千円				
支 出						
第1款	病 院 事 業 費 用	2 2, 5 4 7, 0 0 0千円				
第1項	医 業 費 用	2 2, 1 8 5, 7 0 0千円				
第2項	医 業 外 費 用	2 2 5, 3 0 0千円				
第3項	特 別 損 失	1 0 6, 0 0 0千円				
第4項	予 備 費	3 0, 0 0 0千円				

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に
対し不足する額779,800千円は、減債積立金241,080千円、過年度分消費税及び
地方消費税資本的収支調整額316千円及び過年度分損益勘定留保資金538,404千円で
補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	474,200千円
第1項	企 業 債	200,000千円
第2項	負 担 金	274,120千円
第3項	固 定 資 産 売 却 代 金	80千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	1,254,000千円
第1項	建 設 改 良 費	738,800千円
第2項	企 業 債 償 還 金	515,200千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
夜 間 看 護 補 助 者 派 遣 業 務 委 託 料	令和7年度～令和8年度	14,916
病院情報システム運用 管 理 業 務 委 託 料	令和7年度～令和10年度	70,686

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医 療 機 器 整 備 事 業	200,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 10,993,130千円

(2) 交 際 費 250千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,851,530千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	超音波画像診断装置	1 式
	放射線画像管理システム	1 式
ソフトウェア	検体検査システム	1 式
	放射線画像管理システム	1 式
	医療画像院外参照システム	1 式

令和7年2月13日提出

船橋市長 松 戸 徹

